

令和元年

11

月号

広報 南仙台

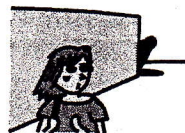
発行

仙台南警察署
南仙台交番

241-1643



不審者に注意!!



不審者を見かけたら110番通報を!

南仙台交番管内では、秋になってから子どもに対するつきまといや声がけをするなどの不審者が出発しています。

- 登下校時、遊びに行く際はなるべく一人にならないようにしましょう
- 防犯ブザーを持ち歩きましょう
- 身の危険を感じたら近くにある店や「子ども110番の家」など、近くの大人に助けを求めましょう。



夕暮れ時の交通事故防止運動の実施

～ 夕暮れの 早めのライトで 防ぐ事故 ～

令和元年10月1日(火)から令和2年1月31日(金)まで



ひったくり被害に遭わないために

「ながら歩き」はやめましょう

「携帯電話で話しながら」「イヤホンで音楽を聴きながら」歩く「ながら歩き」は犯人の絶好の標的になります。

バッグは道路と反対側に持ちましょう

バイクや自転車等で追い越し(すれ違い)ざまにバッグをひったくる手口が今までに発生しています。

自転車前かごには防犯ネットを付けましょう

ひったくり犯は、自転車の前かごに入れているバッグも狙っています。防犯ネットを活用し、大切なバッグを守りましょう。



毎年11月25日から12月1日は「犯罪被害者週間」です

毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である、12月1日以前の1週間(11月25日から12月1日まで)が「犯罪被害者週間」として定められています。

被害にあわれた方々が再び平穏な生活を取り戻すためには、地域の皆様のご理解とご協力が重要です。



この機会に「犯罪被害者支援」の重要性について考えてみませんか

～管内の事件・事故～

(9/16～10/15)

- ・自転車盗 2件
- ・車上ねらい 0件
- ・物損事故 26件
- ・人身事故 10件

「酒類提供罪」「車両提供罪」「車両同乗罪」を知っていますか?

- 車で来た人にお酒をすすめた場合
 - お酒を飲んだ人に車を貸した場合
 - お酒を飲んだ人が運転する車と一緒に乗った場合
- などです。

「私は運転しないから大丈夫」といった甘い考えは

通用しません。飲酒運転に関わったら、厳重に処罰されます。

